

## 令和8年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 県が行う令和8年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)及び令和8年度愛媛県後継者新事業展開支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (中小企業の定義)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいう。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業であること
- (2) 次条に掲げる要件を満たす補助金担当者がいること
- (3) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の風俗営業(ただし、同項第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は除く。)及び同法律第2条第5項の性風俗関連特殊営業に該当しない者
- (5) 県税に未納がない者

### (補助金担当者)

第4条 補助金の担当者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業の承継後10年未満の後継者又は後継予定者で、事業承継を契機とした第二創業や新規事業展開に意欲的な者
- (2) 愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」の会員登録をしていること

### (補助対象期間)

第5条 原則として交付決定日から令和9年2月28日までとする。

### (補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費で知事が必要と認めるものとする。

### (その他必要な事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この要領は、令和8年6月5日から施行する。